

5. 福祉用具の給付等

補装具費の支給

身体に障がいのある方及び難病患者等が日常生活や就学、就労のために、身体機能を補完・代替する補装具を製作・修理等する場合に補装具費を支給します。

対象者

身体障害者手帳所持者、難病患者

※次の①～③に該当する場合は非該当です。

1. 介護保険の対象者

65歳以上の方と特定疾病の40歳～64歳の第二号被保険者は、介護保険での貸与が優先されます。(車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ)

2. 医療保険により補装具を作成した場合

3. 労災により補装具を作成した場合

留意点

- 事前申請が必要です。購入後の申請は受付できません。
- 身体障害者手帳の記載内容により、対象となる補装具の種類は異なります。
- 18歳以上の方は、補装具の種類によって、更生相談所での判定が必要です。

申請手続

補装具の製作・修理等を開始する前に相談願います

※補装具費は更生相談所での判定が必要な場合等は、決定までに一定期間(2～3か月)かかります。

自己負担

原則1割負担(月額上限負担額あり) ※所得に応じて一定の負担上限があります。

※18歳以上の申請は、申請者(障がい者)及び配偶者が住民税所得割額46万円以上の場合、全額自己負担となります。

※18歳未満の障がい児は、同一世帯全員が世帯の範囲となるため、世帯員で住民税所得割額46万円以上の方がいる場合、全額自己負担となります。

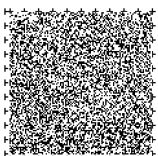
必要書類

- 申請書 ●見積書 ●意見書(判定を要する場合) ●身体障害者手帳、難病等の疾患罹患がわかる証明書(診断書又は指定難病医療受給者証等) ●マイナンバーを確認できる書類(巻末資料参照)
- 身元を確認できる書類(手帳のない方)(巻末資料参照)

補装具品目

障がいの内容及び程度に応じ、下表の補装具の購入・修理費が支給されます。

障がいの種類	対象となる補装具
肢体不自由	義肢(義手・義足) 装具(上肢・体幹・下肢・靴型) 座位保持装置 車いす 電動車いす 歩行器 歩行補助つえ(カデイソクワツ・ロストランドクワツ・多点杖・松葉杖)
肢体不自由及び 音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	義眼 矯正眼鏡 コンタクトレンズ 遮光眼鏡 弱視眼鏡 白杖
聴覚障害	補聴器(ポケット型・耳かけ型・耳あな型・骨導型)



要否判定

申請や再交付を希望する場合、判定（審査）の必要な種目がありますので事前相談要

更生相談所（県）の判定が必要な補装具		更生相談所（県）の判定が不要な補装具	
必ず相談会出席	相談会出席又は 医師の意見書により判定	医師の意見書により 判定	申請書で判定
骨格構造義肢 電動車椅子 重度障害者用意思伝達装置	殻構造義肢 装具 座位保持装置 補聴器 車椅子（オダグーメイト）	義眼 矯正眼鏡 コンタクトレンズ 遮光眼鏡 弱視眼鏡 コンタクトレンズ 歩行器 車椅子（既製品） ※手押し型以外	白杖 歩行補助つえ（カディ アソクラッチ・ロフトランドクラッ チ・多点杖・松葉杖） 車椅子（既製品） ※手押し型

借受け制度

借受けが適当である場合、対象品目は「借受け制度」が利用できます。

【借受けが適当である場合】

1. 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要と認められる場合
2. 障がいの進行により、補装具の短期間利用が想定される場合
3. 補装具の購入に先立ち、複数補装具等の比較検討が必要と認められる場合

【借受制度対象補装具】 ●義肢、装具、座位保持装置の完成用部品 ●歩行器

●重度障害者用意思伝達装置の本体 ●座位保持椅子

窓 口

問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課・各支所

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成 - 18歳未満の児童

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費等の一部を負担します。

助 成 額

基準額の範囲内で、購入費用の 2/3(自己負担額 1/3)

対 象 者

次の要件を全て満たす方

- 他法令での補聴器購入助成のない方
- 福島市に住所を有する18歳未満の児童
- 両耳の聴力レベルが原則 30dB 以上 70dB 未満の児童
- 補聴器の装用が必要であると医師が判断する児童
- 市町村民税所得割額が46万円以上の者がいない世帯の児童

必要書類

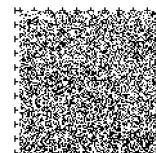
●申請書 ●医師意見書 ●見積書 ●世帯全員の市民税を確認できる書類

※申請者の同意の上で、福島市で税額を確認できる場合は不要。

窓 口

問い合わせ…こども家庭課 母子保健係 電話 525-7671 FAX 572-3417

申請窓口…こども家庭課



日常生活用具の給付

重度の障がい等がある方に、日常生活を円滑に過ごすために必要な用具を給付します。

【日常生活用具とは】

1. 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
2. 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
3. 製作や改良、開発にあたって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの

対象者

- 身体障害者手帳・療育手帳A・精神保健福祉手帳所持者
- 指定難病の方（巻末資料参照）

※詳細は次項以降参照

※65歳以上の介護保険第一号保険者の方と特定疾病の40歳～64歳の第二号被保険者の方は、次項の品目（※印）について、介護保険制度による貸与や購入費の支給が優先されます。利用が必要な場合は、担当ケアマネージャー又は地域包括支援センターへご相談ください。介護保険制度においては、要介護・要支援で貸与・購入対象品目が異なりますのでご注意ください。

必要書類

- 申請書
- 障害者手帳、又は難病等の疾患罹患がわかる証明書（診断書又は指定難病医療受給者証等）
- 見積書 ●商品カタログ等 ●マイナンバー確認書類（巻末資料参照）
- 身元確認書類（手帳のない方）（巻末資料参照）

自己負担

原則1割負担（月額上限負担額あり）※所得に応じて一定の負担上限があります。

※18歳以上の申請は、申請者(障がい者)及び配偶者が住民税所得割額46万円以上の場合、全額自己負担となります。

※18歳未満の障がい児は、同一世帯全員が世帯の範囲となるため、世帯員で住民税所得割額46万円以上の方がいる場合、全額自己負担となります。

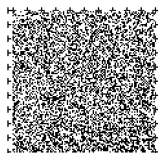
注意事項

- 事前に申請が必要です
- 入院中または施設入所中の方は利用できません（ただし、ストーマ用装具など利用できる品目がありますので、次のページからの表を参照してください。）
- 退院見込の場合は、退院してからの申請になります
- 耐用年数を経過していない場合、原則として給付できません
- 自己購入された用具代金等は給付対象になりません
- 給付後に要する維持管理や修理等の費用は、自己負担です

窓 口

問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課・各支所



日常生活用具の品目・対象要件等

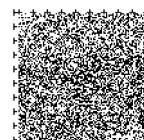
総合等級とは、身体障害者手帳にある「身体障害者等級表による級別」に記載されている等級をいう。

個別等級とは、各障がいごとに区分された、それぞれの等級をいう。

【例】上肢障害3級（個別等級）＋下肢障害4級（個別等級）＝身体障害者等級表による級別2級（総合等級）

●介護・訓練支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
※特殊寝台	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上(個別等級) ・体幹機能障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・6歳以上(未就学児を除く) ・介護を要する者	159,200	8年
※特殊マット	【自動体圧調整機能付】褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能	【障がい程度】 ・下肢機能障害1級以上(個別等級) ・体幹機能障害1級以上(個別等級) 【要件】 ・6歳以上(未就学児を除く) ・常時介護を要する者	100,000	8年
	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能	【障がい程度】 ・下肢機能障害1級以上(個別等級) ・体幹機能障害1級以上(個別等級) ・療育手帳A 【要件】 ・3歳以上 ・常時介護を要する者	19,600	5年
※特殊尿器	尿の自動吸引機能	【障がい程度】 ・下肢機能障害1級以上(個別等級) ・体幹機能障害1級以上(個別等級) 【要件】 ・6歳以上(未就学児を除く) ・常時介護を要する者	67,000	5年
※入浴担架	障がい児を担架に乗せてリフト装置で入浴させる	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上(個別等級) ・体幹機能障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・3歳以上 ・介護を要する者	82,400	5年
※体位変換器	介護者が体位を変換させるのに容易に使用できる	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上(個別等級) ・体幹機能障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・6歳以上(未就学児を除く) ・介護を要する者	15,000	5年

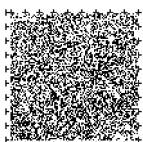


●介護・訓練支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
※移動用リフト	介護者が身体に障がいのある方の移動を容易にできる ◆天上走行型その他住宅改修を伴わない	【障がい程度】 ・下肢機能障害 2 級以上（個別等級） ・体幹機能障害 2 級以上（個別等級） 【要件】 ・ 3 歳以上	159,000	4 年
訓練いす (障がい児に限る)	原則として附属のテーブルを付けるものとする	【障がい程度】 ・下肢機能障害 2 級以上（個別等級） ・体幹機能障害 2 級以上（個別等級） 【要件】 ・ 3 歳以上	33,100	5 年

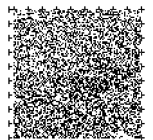
●自立生活支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
※入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できる ◆設置にあたり住宅改修を伴わない	【障がい程度】 ・下肢機能障害（等級要件なし） ・体幹機能障害（等級要件なし） 【要件】 ・ 3 歳以上 ・入浴に介助を必要とする者	90,000	8 年
※便器	障がいのある方が容易に使用できる ◆住宅改修を伴わない	【障がい程度】 ・下肢機能障害 2 級以上（個別等級） ・体幹機能障害 2 級以上（個別等級） 【要件】 ・ 6 歳以上（未就学児を除く）	10,000	8 年
※移動・移乗 支援用具 (歩行支援用具)	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具(手すり・スロープ等)。 ◆住宅改修を伴わない	【障がい程度】 ・下肢機能障害（等級要件なし） ・体幹機能障害（等級要件なし） ・平衡機能障害（等級要件なし） 【要件】 ・ 3 歳以上 ・家庭内の移動等で介助を要する者	60,000	8 年
頭部保護帽 ◇入院・入所中も利用可	頭部を保護する機能	【障がい程度】 ・下肢機能障害（等級要件なし） ・体幹機能障害（等級要件なし） ・平衡機能障害（該当要件なし） 【要件】 ・歩行障害があり、転倒の危険性がある者 【障がい程度】 ・療育手帳 A ・精神保健福祉手帳（等級要件なし） 【要件】 ・てんかんの発作等で転倒する者	36,750	3 年



●自立生活支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
Ｔ字状・棒状のつえ ◇入院・入所中も利用可	歩行を補助することができる	【障がい程度】 ・下肢機能障害（等級要件なし） ・体幹機能障害（等級要件なし） ・平衡機能障害（該当要件なし）	3,000	3年
特殊便器	温水・温風が出るもので、 排便後の処理が容易にできる ◆取り替えにあたり住宅 改修を伴うものを除く。	【障がい程度】 ・上肢機能障害２級以上（個別等級） ・療育手帳Ａ 【要件】 ・６歳以上（未就学児を除く） ・訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	100,000	8年
火災警報器 (世帯あたり２台限度)	【一般用】 室内の火炎を煙又は熱により感知し、音又は光を 発し屋外にも警報ブザー で知らせることができる	【障がい程度】 ・身体障害者手帳の総合等級２級以上 ・療育手帳Ａ ・精神保健福祉手帳（等級要件なし） 【要件】 ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がいのある方のみの世帯、又はこれに準ずる世帯（※１）	10,000	8年
	【聴覚障害者用】 室内の火炎を煙又は熱により感知し、音又は光を 発し屋外にも警報ブザー で知らせることができる	【障がい程度】 ・聴覚障害２級以上（個別等級） 【要件】 ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がいのある方のみの世帯、又はこれに準ずる世帯（※１）	15,500	8年
自動消火器	屋内温度の異常上昇又は 炎の接触で自動的に消化 液を噴射し、初期消火で きる	【障がい程度】 ・身体障害者手帳の総合等級２級以上 ・療育手帳Ａ ・精神保健福祉手帳（等級要件なし） 【要件】 ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がいのある方のみの世帯、又はこれに準ずる世帯（※１）	28,700	8年
電磁調理器	視覚に障がいのある方が 容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害２級以上（個別等級） ・療育手帳Ａ ・精神保健福祉手帳（等級要件なし） 【要件】 ・１８歳以上 ・障がいのある方のみの世帯、又はこれに準ずる世帯（※１）	41,000	6年

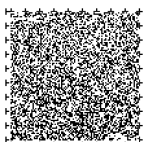


●自立生活支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
歩行時間延長信号機用小型送信器	視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く）	7,000	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により、知覚できる	【障がい程度】 ・聴覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・日常生活上必要と認められる聴覚に障がいのある方だけの世帯、又はこれに準ずる世帯（※1）	87,400	10年

●在宅療法等支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度を保つ	【障がい程度】 ・じん臓機能障害3級以上（個別障害） 【要件】 ・3歳以上 ・自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	51,500	5年
ネブライザー（吸入器）	呼吸器に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・呼吸器機能障害（等級要件なし） ・呼吸器機能障害と同程度の身体障がいをもつ者かつ、次の2つの要件を満たす重度肢体不自由者等 ①上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害による身体障害者手帳2級以上を所持者（総合等級） ②医師の意見書で身体障害者手帳の障がい及び原因疾病等により、呼吸器機能障害同等の障害のある方 【要件】 ・重度肢体不自由者は医師意見書が必要 ・退院見込の場合、退院してからの申請	36,000	5年
電気式たん吸引器（両用器含む）		56,400	5年	
酸素ボンベ運搬車	障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・心臓機能障害（等級要件なし） ・呼吸器機能障害（等級要件なし） 【要件】 ・在宅酸素療法を行う者	17,000	10年

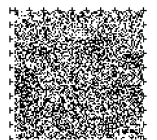


●在宅療法等支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
盲人用体温計 (音声式)	体温を音声で知らせるものであり、視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・視覚に障がいのある方のみの世帯と準ずる世帯（※1）	9,000	5年
盲人用体重計 (音声式)	体重を音声で知らせるものであり、視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・視覚に障がいのある方のみの世帯と準ずる世帯（※1）	18,000	5年
盲人用血圧計 (音声式)	血圧を音声で知らせるものであり、視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・視覚に障がいのある方のみの世帯と準ずる世帯（※1）	15,000	5年
動脈血中酸素飽和度測定器	【人工呼吸器装着者用】 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できる	【障がい程度】 ・呼吸器機能障害4級以上又は同程度の身体に障がいのある方 【要件】 ・人工呼吸器装着者	157,500	5年
	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できる	【障がい程度】 ・呼吸器機能障害4級以上又は同程度の身体に障がいのある方	52,500	5年

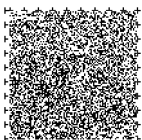
●情報・意思疎通支援装

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
ポータブルレコーダー	デジタル録音図書の再生等が可能な製品であって、視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く）	85,000	6年



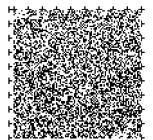
●情報・意思疎通支援装

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
携帯用 会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・音声機能障害（等級要件なし） ・言語機能障害（等級要件なし） ・上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害による身体障害者手帳2級以上を所持している者（総合等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・発声・発語に著しい障がいを有する者	98,800	5年
情報通信支援用具	視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・18歳以上	100,000	5年
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） かつ聴覚障害2級以上（個別等級） （視覚障害かつ聴覚障害の重複重度障害）	383,500	6年
点字器 （携帯用含む） ◇入院・入所中も利用可	視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害（等級要件なし）	13,000	7年 5年
点字 タイプライター	視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・本人が就労・就学している 又は就労が見込まれる者	63,100	5年
視覚障害者用活字 文書読上げ装置	音声コードに記録されている情報を読み取り、音声を聞くことができるもので視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く）	99,800	6年
盲人用時計 （音声式、触読式）	視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級）	13,300	5年



●情報・意思疎通支援装

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
視覚障害者用 読書器	撮影した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有する	【障がい程度】 ・視覚障害（等級要件なし） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000	8年
聴覚障害者用 通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・聴覚障害（等級要件なし） ・音声機能障害（等級要件なし） ・言語機能障害（等級要件なし） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・コミュニケーション、緊急連絡時等の手段として必要な者	30,000	5年
聴覚障害者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚に障がいのある方用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚に障がいのある方向け緊急信号を受信するもので、聴覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・聴覚障害（等級要件なし） 【要件】 ・本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900	6年
人工喉頭笛式 ◇入院・入所中も利用可	利用することにより、発声が可能となる	【障がい程度】 ・音声機能障害（等級要件なし） ・言語機能障害（等級要件なし） 【要件】 ・無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発すること困難な者	5,000	4年
人工喉頭電動式 ◇入院・入所中も利用可		70,100	5年	
点字図書	点字により作成された図書	【障がい程度】 ・視覚障害（等級要件なし） 【要件】 ・主に点字によって情報を入手している者	点字図書 と墨字図書 の差額	-
地デジ放送が 聞けるラジオ	地上デジタル放送のテレビ音声を聴取できるラジオ	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く）	29,000	6年

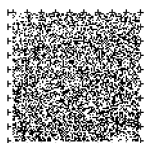


●排泄管理支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
ストーマ用装具 (消化器系) ◇入院・入所中も利用可	身体に装着して排泄物を ためる用具	【障がい程度】 ・直腸機能障害（等級要件なし） (ストーマ造設者／等級要件なし)	8,858	1月
ストーマ用装具 (尿路系) ◇入院・入所中も利用可		【障がい程度】 ・ぼうこう機能障害 (ストーマ造設者／等級要件なし)	11,639	1月
紙おむつ等 ◇入院・入所中も利用可	ストーマ代替品	次のいずれかに該当する3歳以上の者(同月内におけるストーマ用装具との併用給付不可) ①ストーマ造設者で皮膚のびらん等によりストーマ用装具を装着できない者 ②脳原性運動機能障害(移動機能障害)2級以上の身体障害者手帳かつ療育手帳Aを所持している者で排尿・排便の意思表示が困難な者 ③先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害のある者 ④先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者が必要と認められる者	12,000	1月
収尿器 ◇入院・入所中も利用可	常時失禁状態にある者の収尿のための用具	【障がい程度】 ・下肢機能障害（等級要件なし） ・体幹機能障害（等級要件なし） ・ぼうこう機能障害（等級要件なし）	8,500	1年

●住宅改修

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
※居宅生活動作 補助用具 (住宅改修)	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴う	【障がい程度】 ・下肢機能障害3級以上（個別等級） ・体幹機能障害3級以上（個別等級） ※上記障がい程度に加えて、上肢機能障害2級以上（個別等級）の者に限り、特殊便器（洗浄機能付）の様式便器（一体型）への取り替えが可能	200,000	原則 1回



※「障がいのある方だけの世帯に準ずる世帯」、「聴覚に障がいのある方だけの世帯に準ずる世帯」及び「視覚に障がいのある方だけの世帯に準ずる世帯」は以下のとおり

- ①同一世帯の世帯員が全員単身赴任や入所で障がいのある方だけの世帯
- ②同一世帯の世帯員が就労・就学等で日中障がいのある方のみとなる世帯
- ③同一世帯の世帯員が高齢又は虚弱等で本人への支援ができない世帯

【注】

- 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能に準じて取り扱う。
- 難病患者等の場合、表中の障がい及び程度と同程度の障がいのある方又は障がい児であり、必要と認められるものとする。
- 紙おむつ等について、脳性麻痺等により下肢又は体幹機能障害2級以上の方も、脳原性運動機能障害(移動機能障害)2級以上とみなす。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、日常生活用具を給付しています。

自己負担

自己負担額は所得に応じて決定します。詳しくはお問い合わせください。

対象者

 以下の条件を全て満たす方

- 原則福島市内に住所（住民票）があり、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- 対象用具の表の「対象者」欄に該当する方
- その他の福祉制度での日常生活用具給付の対象とならない方

※ 児童福祉法・障害者総合支援法による給付を受けることができる方は非該当

必要書類

- 申請書
- 見積書
- 小児慢性特定疾病医療受給者証（写）
- 申請者の本人確認書類
- 児童の扶養義務者の前年分所得税課税額証明書類（源泉徴収票等）

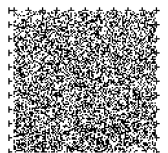
申請の流れ

1. 申請書類等を準備し、福島市こども家庭課母子保健係へ提出
2. 受付時に、対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を聞き取りします
3. 審査結果、給付決定した場合、「日常生活用具給付決定通知書」及び「日常生活用具給付券」を送付します
4. 給付券に記載された業者へ用具の注文をお願いします
5. 納入時に自己負担金の支払いと給付券への署名をお願いします

窓 口

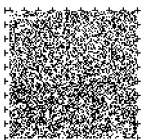
問い合わせ…こども家庭課 母子保健係 電話 525-7671 FAX 572-3417

申請窓口…こども家庭課



品 目

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 2. 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの



品 目

種目	対象者	性能等
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式 たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
クールバスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットク リーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメ ーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具 (蓄便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具 (蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの

